

通信販売酒類小売業免許申請書チェック表

※ 通信販売酒類小売業免許申請書の提出時に太線の枠内を記載して、添付してください。

この申請についての連絡先住所、電話番号及び担当者氏名	
----------------------------	--

《①酒類販売業免許申請書及び申請書次葉1～6》

記載事項	確認事項	確認	税務署 整理欄
販売場の所在地及び名称	・不動産登記法による全ての地番、住居表示による所在地及び名称等が記載されているか ・ふりがなの記載漏れはないか		
申請する販売業免許等の種類	「通信販売酒類小売業免許」と記載されているか		
販売業免許申請書次葉1 (販売場の敷地の状況)	建物の全体図に、申請販売場の位置が明示されているか		
販売業免許申請書次葉2 (建物等の配置図)	・申請販売場と一体として機能する倉庫等は明示されているか ・酒類の標識の掲示、陳列場所における表示は明示されているか		
販売業免許申請書次葉3 (事業の概要)	店舗等の広さ、什器備品等について記載漏れはないか		
販売業免許申請書次葉4 (収支の見込み)	申請販売場の店舗に照らし合わせた合理的な収支見積もりが組まれているか		
販売業免許申請書次葉5 (所要資金の額及び調達方法)	自己資金による場合は資金繰表、資金捻出の根拠説明書又は残高証明書等、融資による場合は金融機関の証明書又は融資者の原資内容を証明する書類を添付しているか		
販売業免許申請書次葉6 (「酒類の販売管理の方法」に関する取組計画書)	酒類販売管理者の選任予定者の氏名及び年齢等が記載されているか		

《添付書類》

添付書類	確認事項	確認	税務署 整理欄
酒類販売業免許の免許要件誓約書(通信販売酒類小売業免許申請用)	・誓約事項に漏れはないか ・誓約すべき者に漏れはないか(申請者、申請法人の監査役を含めた役員全員、申請者の法定代理人及び申請販売場の支配人)		
申請者の履歴書	・提出すべき者の漏れはないか ・申請者が法人の場合には、法人の監査役など、役員全員が添付されているか		
定款の写し	申請者が法人の場合、添付されているか		
契約書等の写し (申請書次葉3付属書類)	土地、建物、施設又は設備等が賃貸借の場合は賃貸借契約書(写)、建物が未建築の場合は請負契約書(写)、農地の場合は農地転用許可関係書類(写)を添付しているか		
地方税の納税証明書	・都道府県及び市区町村が発行する納税証明書(未納税額がない旨及び2年以内に滞納処分を受けたことがない旨の証明)をそれぞれ添付しているか ・法人については、証明事項に「特別法人事業税」を含めているか		
最終事業年度以前3事業年度の財務諸表	最終事業年度以前3事業年度分があるか (個人の場合には、収支計算書等)		
土地及び建物の登記事項証明書	・全部事項証明書を添付しているか ・申請販売場の建物が複数の土地にかかる場合には、その全ての地番に係る土地の登記事項証明書を添付しているか		
その他参考となるべき書類	(1) 販売しようとする酒類についての説明書、酒類製造者が発行する通信販売の対象となる酒類である旨の証明書又は製造委託契約書・同計画書等 (2) 酒類の通信販売における表示を明示したカタログ等(インターネット等によるものを含む。)のレイアウト図、申込書、納品書(案)等(次頁の内容についても確認しているか。)		

《(2) についての確認事項》	確認	税務署 整理欄												
酒類の販売方法等について次の事項を満たしていること														
<p>(1) 特定商取引に関する法律の消費者保護関係規定に準拠していること</p> <p>イ カタログ等(インターネット等によるものを含む。以下同じ。)に次の事項が表示されていること</p> <p>(イ) 商品の販売価格(販売価格に商品の送料が含まれない場合には、販売価格及び商品の送料)</p> <p>(ロ) 商品の代金の支払の時期及び方法</p> <p>(ハ) 商品の引渡時期</p> <p>(ニ) 商品の売買契約に係る申込みの期間に関する定めがあるときは、その旨及びその内容</p> <p>(ホ) 商品の売買契約の申込みの撤回又は解除に関する事項(その売買契約に係る返品特約がある場合はその内容を含む。)</p> <p>(ヘ) 販売業者の氏名又は名称、住所及び電話番号</p> <p>(ト) 法人の場合、インターネット等によるときは、販売業者の代表者又は通信販売に関する業務の責任者の氏名</p> <p>(フ) 販売業者が外国法人又は外国に住所を有する個人であつて、国内に事務所等を有する場合には、当該事務所等の所在場所及び電話番号</p> <p>(リ) 上記(イ)以外に購入者が負担すべき金銭があるときは、その内容及びその額</p> <p>(ヌ) 引き渡された商品が種類又は品質に関して契約の内容に適合しない場合の販売業者の責任についての定めがあるときは、その内容</p> <p>(ル) 商品の売買契約を2回以上継続して締結する必要があるときは、その旨及び金額、契約期間その他の販売条件</p> <p>(七) (リ)、(ヌ)、(ル)に掲げるもののほか、商品の販売数量の制限その他の商品の販売条件があるときは、その内容</p> <p>(リ) 請求により交付する書面又は提供する電磁的記録が有料のときは、その額</p> <p>(カ) 電子メールで広告するときは、販売業者の電子メールアドレス</p> <p>ロ 商品の引渡しをする前に、商品の代金の全部又は一部を受領する場合は、申込みを承諾する旨の通知をすることとしていること</p>														
<p>(2) 二十歳未満の者の飲酒防止に関する表示基準に基づき、カタログ等(インターネット等によるものを含む。)に次の事項が表示されていること</p> <p>イ 「20歳未満の者の飲酒は法律で禁止されている」又は「20歳未満の者に対しては酒類を販売しない」旨(カタログ等)</p> <p>ロ 申込者の年齢記載欄を設けた上で、その近接する場所に「20歳未満の者の飲酒は法律で禁止されている」又は「20歳未満の者に対しては酒類を販売しない」旨(申込書等)(インターネット等により申込みを受ける場合には申込みに関する画面)</p> <p>ハ 「20歳未満の者の飲酒は法律で禁止されている」旨(納品書等)(インターネット等による通知を含む。)</p> <p>ニ 上記イからハについて、10ポイントの活字(インターネット等による場合には酒類の価格表示に使用している文字)以上の大きさの統一のとれた日本語で明瞭に表示していること</p>														
<p>(3) 酒類業組合法に基づき、カタログ等(インターネット等によるものを含む。)の見やすい場所に次の①から⑤を記載した標識を表示していること</p> <p>① 販売場の名称及び所在地</p> <p>② 販売管理者の氏名</p> <p>③ 酒類販売管理研修受講年月日</p> <p>④ 次回研修の受講期限(③の3年後の前日)</p> <p>⑤ 研修実施団体名</p> <p style="text-align: right;">「標識」のイメージ</p> <table border="1" data-bbox="742 1758 1193 2011"> <thead> <tr> <th colspan="2">酒 類 販 売 管 理 者 標 識</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>販売場の名称及び所在地</td> <td>国税酒店 千代田区霞が関3-1-1</td> </tr> <tr> <td>酒類販売管理者の氏名</td> <td>国税 太郎</td> </tr> <tr> <td>酒類販売管理研修受講年月日</td> <td>令和元年5月1日</td> </tr> <tr> <td>次回研修の受講期限</td> <td>令和4年4月30日</td> </tr> <tr> <td>研修実施団体名</td> <td>霞が関小売酒販組合</td> </tr> </tbody> </table>	酒 類 販 売 管 理 者 標 識		販売場の名称及び所在地	国税酒店 千代田区霞が関3-1-1	酒類販売管理者の氏名	国税 太郎	酒類販売管理研修受講年月日	令和元年5月1日	次回研修の受講期限	令和4年4月30日	研修実施団体名	霞が関小売酒販組合		
酒 類 販 売 管 理 者 標 識														
販売場の名称及び所在地	国税酒店 千代田区霞が関3-1-1													
酒類販売管理者の氏名	国税 太郎													
酒類販売管理研修受講年月日	令和元年5月1日													
次回研修の受講期限	令和4年4月30日													
研修実施団体名	霞が関小売酒販組合													

(注) 「確認」欄には、作成した添付書類について、それぞれの確認事項及び添付を確認し、○印(提出しなくても良いもの又は該当がないものについては、確認欄に斜線を引いてください。)を記載してください。